

「EUの東方拡大と社会貢献型中間団体の役割変化について」

関西学院大学総合政策学部

中野幸紀

1. はじめに

個人（市民：citoyen）が自由に 2 人以上結合し、中間団体¹を結成することでエンパワメントされた社会的存在となる。歴史的に見れば、こうした結社の自由が法的に許されるようになったのは、例えばフランスでは、1901 年のことであり、すでに 100 年以上の歴史がある。

しかし、こうした市民相互の任意契約による自発的な中間団体（ボランティア・アソシエーション）のスポーツ、医療・福祉、教育・研究開発、職業訓練などの分野における社会的位置づけとその役割を新たに見直すべきとの主張が、フランス社会・経済審議会などにおいて 1990 年代半ば以降に次第に力を得てきている。

特に、EU 東方拡大が現実性を帯びてくる 2001 年秋以降において東欧諸国の市場経済化を側面から支援する役割を担うことが期待されてきた中間団体に関する議論が EU レベルで急速に勢いを失い、新たな小規模事業者育成政策が台頭してきた理由について EU 委員会、EU 議会、国際会議、国際世論などの論調を紹介しつつ、ここでその定性的要因分析を試みる。

分析の枠組みとして、まず、「市民社会(societe civile)」対「企業社会(societe d'entreprise)」、「社会的経済(economie sociale)」対「市場経済(economie du marche)」及び「工業化(industirisation)」対「情報化(informatisation)」の 3 軸を提示し、これら 3 軸がなす空間に中間団体と政府・企業の活動領域（部分集合空間）をプロットしていくことを試みた。こうして EU 域内中間団体の活動領域を「企業」、「市場」及び「情報化」との関係において整理し直すことによって EU 加盟に向けて準備を進めてきたポーランド、ハンガリー、チェコなどの東欧諸国にとって社会貢献型中間団体の育成・支援に対する EU 政策の揺れがどのような影響を与えることとなるのかについて、本論において考察する。これらをつなぐ共通のキーワードは「自由（liberte）」と「自律（autonomie）」である。

2. 情報・通信技術進歩の「自由（liberte）」と「自律（autonomie）」への影響

(1) 情報技術による個人のエンパワメント

1986 年に公表されたフランス ADI（情報開発庁）の "L'etat d'informatisation de la

¹ 政府（公益法人を含む。）と商事会社（私的利益配分団体）の中間に存在する「非利益配分団体（1901 年 association 法または EU agenda に言う "Social Economy enterprises"）」を含むより公汎な社会貢献活動領域の社団を指してここでは「社会貢献型中間団体」と呼ぶ。

France”報告書のprefaceに、シモン・ノラは、「1978年に出現したマイクロ情報処理技術が、情報処理と情報伝達分野で大衆の情報化（l’informatisation de masse）を加速し、政府と企業はこうしたindependent（勝手）な社会の動きに抵抗した。しかし、コンピュータをautonomie（勝手）に使いたいという個人の欲求がcommunication（社会性）欲求に先行し、まず、（フランスにおいては）1980年代初頭に、個人が利用可能なパソコンがおおいに普及した。パソコンを手にした職場の人々は次第に相互に接続したいを望むようになってきた。」と述べている。

彼の指摘は、個人個人の”independentとautonomie（勝手にしたい）欲求”が、より社会的な”communication（社会性）欲求”に優先したことを意味していると理解することも可能であろう。

一方、電話回線は「中央管理型」の典型的な社会情報システムであり、ポーランドにおいてもハンガリーにおいても1989年以前には個人家庭にはほとんど普及していなかった。ポーランド政府は政府機関、事業所内、外国人向けホテルなどにおいても外線に接続可能な電話回線を厳しく監視・管理していた。個人個人が自由に外部の情報にアクセスするための情報ネットワーク環境は計画経済地域では欠落していた。

（2）情報処理・情報伝達コストの劇的な引き下げ効果

マイクロエレクトロニクス技術の進歩によってコンピュータ及び周辺機器の1台当たりの価格は1988年から98年の間に数十分の1に低下した。一方、その性能は1980年から95年の間に1万倍に増大した。すなわち、価格性能比が数十万倍向上した。

1990年の東ドイツ、ポーランド、ハンガリーなどにおいては西側で最新型のパソコンを入手することは相対的に大きなコストを支払うことを意味したが、西側で不要となった中古パソコンの性能でさえそれまで計画経済下で西側の技術をそのままコピー生産していた東ドイツRobotron社のミニコンよりも性能が高かったと思われる。西側中古機は小規模事業所の会計処理、個人によるソフトウェア開発などには十分な性能のものだった。西側コンサルタント到着以前にすでに大学発の多くのソフトハウス、システムハウスがハンガリーには誕生していた。ソフトウェア開発に必要なプログラム言語なども西側の開発成果をそのままフロッピーディスクなどの媒体で導入することが可能だった（1989年の国境開放直後から海賊フロッピーが横行していた。）。

このように中東欧諸国においてもフランスと同様にシモン・ノラが指摘したとおり、個人・小規模事業所レベルで「情報化」が先行した。これらのコンピュータを回線を使っていかに相互接続するかという問題が残されていたが。

(3) 通信・運輸ネットワークの整備と社会的組織の相対化

市場経済活動が離陸するためには通信と運輸ネットワークの技術的・経済的な問題解決が必要だった。

冷戦後の軍事技術の民間開放が米国において劇的に進み、1993年からインターネット商業利用が実現した(民間インターネット接続プロバイダーの出現)。ポーランド、ハンガリーなどの大学、個人事業者はいち早くインターネット上にホームページを立ち上げた(1995年にポーランド農業大学ホームページが稼働開始)。

中央統制型の電話回線ネットワークの整備が急がれると同時に、インターネットのautonomie(勝手な)導入によって中東欧諸国の個人、小規模事業所などにもグローバルスタンダードでの外部情報アクセス条件が次第に整備されることとなった。

2003年現在、中東欧諸国の国別識別符号を冠するインターネット上での英語表記のe-commerceサイトが数多く開設されている。中東欧諸国発の商品・サービス情報をインターネットを介して世界中に流すことが可能になった。中東欧社会への情報・通信技術の浸透によって、社会・経済的組織(中間団体、企業体など)の必要性が相対化され、個人又は中小規模企業経営の自発的な市場参入機会を増大させたと考えられる。

情報収集管理のために必要な組織及びコストの大きさはこうした情報処理・通信技術の大衆化によって相対的に小さくなった。このことが中東欧諸国においても「個人・小規模事業者」の市場への参入、つまり、「企業家への道」を容易にしていると理解される。

3. 中東欧諸国の政治体制崩壊と市場経済化

(1) 中東欧諸国の計画経済体制の崩壊

1989年5月、少数の旧東ドイツ市民がハンガリー国境経由で西側へビザなしで移動した。これが契機になって、「個人の活動自由」を求めてやまなかった中東欧諸国市民の社会主義計画経済体制からの離脱が決定的になった。

EUはただちに、中東欧諸国の自由経済・市場経済システムへの移行を支援するため"Phare Programme"をスタートさせた。

大部分の市民にとっては青天の霹靂にも等しい急激な自由化であった。東側政府の計画経済生産・分配機構はその力を一気に失った。ポーランド、ハンガリーなどの現地生産事業者は、それまでの計画経済下で国家計画局との間で取り決められた年間生産目標(ノルマ)を達成しようと努めたが、生産継続に必要な資材がまず配給されなくなった。在庫の資材などを使って生産を継続し出荷を続けた

事業体も多かったが、ノルマを果たしたにもかかわらず国家から支給されるはずの従業員給与が遅配・欠配することとなった。

従業員は何も流れてこないベルト・コンベアの前でそれでも早朝の5時から午後2時まで毎日9時間の勤務時間中、じっと座り続けていた。出勤してベルト・コンベアの前に居ることが彼らのノルマだったから。生産事業体の代表者は、従業員給与を手に入れるため、製品を納入した他の事業体に直接交渉を始めていた。これまでこうしたことを最終的に判断していた国家計画局がほとんど機能しなくなっていたからである。それぞれの生産事業体固有の生産システム（土地、建物、生産機械、従業員など）はその時点ではまだ市場経済移行後に再生可能とされていた。

（２）市場経済化への胎動

Phare Programmeに基づき、中東欧諸国13カ国に対してEUとの間に自由経済・市場経済移行支援プログラムが締結され、西側から多くのコンサルタント、大学教授、事業家などが送り込まれた。EU委員会は1990-94年の期間に42億ユーロ、1995-99年の期間に66.93億ユーロを計画執行予算として計上した。

旧ソ連の崩壊によって中東欧諸国のそれまでの貿易相手もそのほとんどが消滅した。例えば、ポーランドの電器製品製造事業所は、家屋建築時に必ず必要となる受電盤、ブレーカーなどの生産を続けていた。しかし、西欧から送り込まれてきたコンサルタントは、彼らの製造している工業製品の大部分（ほとんどすべて）が西欧の品質規格に比べて著しく劣っていることを一目で見抜いた。現地事業所の代表者は、生産を継続するため、必要な資材の確保と従業員給与の確保のために街中を走り回っていた。現地事業所は「企業」ではなく、まだ国家機関の一部であり、代表者は政府が任命した役人だった。彼には「生産性と利益を追及する経営」がなんであるかも理解されていなかった。事業所みずからが原料資材と運転資金を選択・調達し、従業員と交渉し、製品の販路と販売価格をみずから決定するという「自主判断と結果責任」は事業所代表者の頭の中に存在したことがなかった。生産計画と必要な資材は国家がすべて提供してくれていた。

4. EUの中東欧諸国の囲い込み

（１）中東欧諸国への米国ビジネス影響力の増大

EUの市場統合の行方が米国企業にとってひとまず大きな関心事でなくなった1994年以降に中東欧諸国の国営事業体と市場が彼らの大きな関心事となったと考えられる。

それまで積極的にEU域内に投資を行い、現地政府及び現地産業団体などの支援

を得ながらEU企業としての地歩を固める努力をしてきた米国系多国籍企業が、EU多国籍企業と協調して中東欧諸国国営企業体とのM&Aに動き始めた。

中東欧諸国の経済システムが次第に安定するにつれて米国とEUの間で綱引きが始まったように見える。ポーランドは歴史的にも英国及び米国との政治経済関係が緊密である上に大戦間に米国にわたった多数の移民が自由・市場経済システムを推進するために帰国しており、現地の国営事業体との間で協調と信頼関係を築き始めていた。現地政府部内ではロシア語、ドイツ語より英語を習得したいという官僚が増大した。こうした中欧諸国の旧ロシア技術離れ及び旧東ドイツ技術離れと米国ビジネスシステムへの組み込み(囲い込み)が進展する状況はEUの中東欧政策が本格的に彼等の加盟をにらんで転換する1997年まで続いたと考えられる。

(2) 市場経済移行支援政策からEU東方拡大支援政策へ

1997年7月に欧州委員会によって”agenda2000”が公表された。

Phare Programmeを介したこれまでの無条件での市場経済化支援政策は米国ビジネスにとってもプラスになるものだった。旧ソ連を崩壊に追い込んだ米国が当然の報酬として受け取るものとなるとの見方は皮相的であるが、EUにとっては地続きの中東欧諸国が英米国資本と英米国技術に依存する生産基地になってしまうのではないかと懸念がagenda2000の背景になっているとも考えられる。

agenda2000によって中東欧諸国のEU加盟交渉を具体化するためのプライオリティ(すなわち、EU利益の明確化)が具体的に提示された。EUは、米国系多国籍企業資本と彼等の技術によって市場経済化が加速され、それだけ早期にEU加盟の実現をせまる中東欧諸国に対して、EUがすでに確立した経済・社会システム(aquis communautaire)への無条件での整合を求めた。

それまで中東欧諸国の政治経済システムの変革を幅広く支援してきたEU Phare Programmeは、aquis communautaire支援、EU技術標準の採用支援へと大きく方向転換された。米国系多国籍企業の持ち込むビジネスモデルではなく、EU企業法と度量衡を含むさまざまなレベルのEU技術基準と標準を採用させることを促す政策へと方向転換したのである。

(3) 欧州社会・経済委員会の設置

1997年のNICE条約257条によって「欧州社会・経済委員会」の設置がなされた。これによって「組織化された市民社会(societe civile organisee)」構築及び将来のEU市民憲章の草案作成に市民代表が一定の貢献をなす(一定の責任を受け持つ)こととなった。委員会の構成は、生産者、農家、運輸業者、労働者、商人・

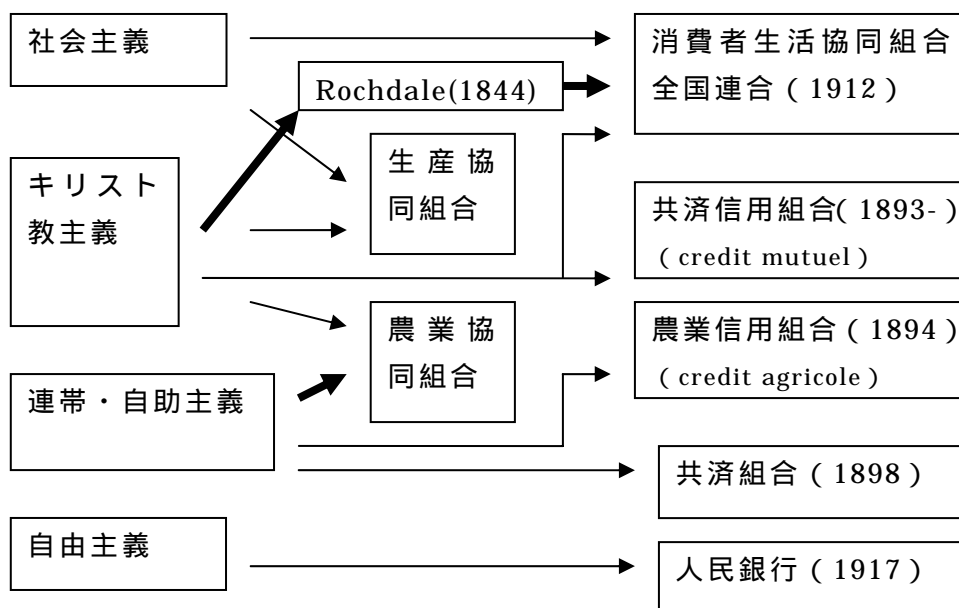
職人、自由業者、消費者及び一般利益代表者である。これによって中東欧諸国が EU加盟を希望すればこうした組織化された市民社会への参加を受け入れなければならぬこととなった。

5. 社会的経済政策と市民社会

(1) 社会的経済のルーツ

Andre Gueslinの「社会的経済の発明 (L'invention de l'economie sociale) 」によると、消費者組合、信用組合、農業信用組合、共済信用組合、人民銀行、associations、経営者組合などの社会的経済主体は「社会主義」、「キリスト教主義」、「連帯・自助 (self-help) 主義」、「自由主義」などからその多くは19世紀中に派生してきたとされる²(図 1 参照)。これら社会的経済主体はすべて「利益」概念を否定

図 1 社会的経済運動の大きな流れ



(出典 : Andre Gueslinの”L'invention de l'economie sociale”p.4 figure1から作成)

(図中の矢印は影響の方向を示す。)

しているが、無償経営 (経営コストゼロ)、民主的総会 (ひとり一票原則)、剩

² 連帯・自助組織はアンシャンレジーム時代の農村に発達した共同で農作業を行う社会的な連帯がそのベースとなっていると Andre Gueslin は指摘している。また、ヨーロッパでは中世を通じてキリスト教 (教会) が慈善事業の中心的役割を担ってきたことが革命後にも社会的経済主体の形成に大きく影響を及ぼしたと見ている。

余金の運営基金への繰り入れ（事業遂行のために剰余金を関連団体に提供することを含む）などの傾向についてはすべてのセクターで観察されるわけではないと指摘している。図 1 に言う「自由主義」とは社会主義者が社会の底辺に目を向けたのに対して社会のエリート層が自由な市場経済の重要性を説くと同時に「企業の社会的責任」を政治的に主張した（革命期のコンドルセが共済保険制度の設立を主張、一般均衡論のワルラスが社会的企業論を展開など）ことを指す。

消費者生活共同組合のルーツとされているのは、図 1 上部の Rochdale 運動である。これは、1844年に英国ランカスターに位置する繊維工業都市、Rochdaleの労働者28名が不正な商売を営む既存の小売業に対抗するためみずから生活用品の小売を行う組合を組織したことにちなむ。

（２）ミグロの冒険

ミッシェル・アルペールが著した「資本主義体資本主義」においてライン・アルプス型資本主義の原型がスイス・アルプスの谷あい発達したゲマインデにみられることが指摘されている。これは上記の「連帯・自助」企業体に近い。すなわち、資本主義の経済主体としてもっとも重要な地位を占める企業体において、ライン・アルプス型企業体は連帯・自助の原理を現代においても色濃く残しているというのである。

確かにフランス、ドイツにおいてはいわゆる企業家が相互に個人的な結合を強め（血縁、地縁、同窓など）、一種の企業共同・連合体を形成することもある。これは上記の「自由主義的社会的経済」に反映されることでフィランソロピーなどにつながることも期待される。しかし、企業結合は一種のトラストであって、私的利益追求と結びつけばただちにそこには独占の弊害が生じる。フランスの不正競争防止法は「販売価格」の動向を観察して独占的な価格吊り上げ、売り惜しみなど独占による弊害が実際に生じたかどうかを問題として捉えることでこうした個人的企業連合の意思決定のあり方に一定の歯止めをかけているが、独占状態そのものを禁止する方向での政策的取り組みは大きくない。企業同士が争う場合にも「商事裁判所」という特別の判断機構に商事関係者が集まって裁くことで一定の経済的秩序が保たれる仕組みになっている。

こうした商事関係者だけで社会的に結びつきを強め、彼らだけで商売の話（販売価格の調整など）をすることは社会利益、特に消費者利益につながらないとする考え方は古くから存在した。

ひとつの例としてスイスにおけるスーパーマーケット「ミグロ」が1925年から現在までに都市部における伝統的な商業従事者組合と農村部における農業従事者との間に立って「消費者により良い食品（最初は乳製品）を供給する」ために活

動してきた歴史を見ることによって、上記のようなライン・アルプス型資本主義を特徴付けている人と人との結合を通じた企業結合が必ずしも消費者利益につながるものだったことが理解できよう。

ミグロは私企業(ただし、社会的資本主義をかかげた。)として出発した当初、農村部から直接牛乳を消費者に届ける直販事業を開始したことから、都市部の商事組合の既得権を侵すとしてあいついで訴訟を受け、その事業活動が円滑に行えない状況に追い込まれる(支店禁止令など)。創業者のドゥットワイラーは、Rochdale(図1参照)を参考にして1941年に出資を扱う財団と消費者出資型の生活協同組合のふたつの団体にミグロの改組転換を行い、経済的社会企業体となったと言われている。改組転換の直接の動機のひとつにドゥットワイラー夫妻に子供がなく、彼らの死後に社会的経営が続けられるかどうか株式会社の形態では確実でなかったこと、社会利益の視点からミグロの企業利益を消費者に還元すべきだと考えたことなどが挙げられている(「ミグロの冒険」p.184)。

ライン・アルプス型資本主義の原型であるとみられるゲマインデに共通する「社会利益または一般利益(interet general)」の実現とアングロ・サクソン型の私的利益追求優先の微妙なバランスがこのミグロの企業体転換事例に見て取れるのではなかろうか。

(3) 市民団体をめぐる欧州各国の見方

Thierry Jeantet(社会的経済主体及び青年経営者センター(CJDES)会長)は、EU15カ国に1億人の社会的経済主体に働く人々がいると2001年2月19日にブリュッセルEU議会において開催された1901年7月1日法(association法)を顕彰する会議において指摘している。彼は、EUの東方拡大に当たって、国境を越えたヨーロッパ市民空間(un espace civique europeen transfrontieres)構築を訴え、associationの相互交流の活性化、連合体・連盟結成を提案した。

同じ会議において、Lester M. SALAMON(ジョンズ・ホプキンス大学研究部長)は、「global association revolution」が進展する只中に身をおいていることを信ずると述べた。私的で自発的な活動が市場と国家の辺縁において力を持つようになってきていると指摘し、19世紀に確立した国民国家の跡にassociationが社会を再形成する組織となろうと述べた。法律事務所、大学、ホームレスセンター、カルチャーセンターなど数多くのassociationが存在するが、それらに共通の性質として、組織体であること、私的である(非国家)こと、利益配分を目的としないこと(Non-profit)、自律的組織(auto-gouverning、autonomie)であること、自発的(voluntary)であることを挙げた。彼はこれらの組織体を「サードセクター(第3セクター)」と名づけている。彼の提示した1995年推計数字によれば、

Non-profitセクターの全雇用に占める割合は、オランダにおいてもっとも高く、12.6%であり、アイルランド11.5%、ベルギー10.5%、英国6.2%、フランス4.9%、ドイツ4.9%、スペイン4.5%、オーストリア4.5%、フィンランド3.0%、チェコ1.7%、ハンガリー1.3%、スロバキア0.9%、そして、もっとも低い国はルーマニアの0.6%となっていた。

Thierry Jeantetの示した1億人には届きそうにないが、SALAMONが示した雇用者数は欧州における社会的経済が無視し得ない規模であることを物語っている。

しかし、チェコ、ハンガリーなどでNon-profitセクターの雇用人数が全雇用に占める割合が極めて低い水準に止まっていることは、ベルリンの壁の崩壊によってPublic sectorによる経済運営システムが破綻し、社会的弱者救済、文化・スポーツ活動振興、研究開発などのpublic problemsに取り組む主体が消滅又は弱体化したにもかかわらず、従来の大きな政府に代わるべき社会貢献型中間団体パラダイムがまだ十分理解されていないことを意味しているのではないだろうか。

ドイツのMarburg大学のHans-H. Munknerは、ドイツにおける市民団体としてVereineの3類型を紹介し、その活動が経済分野において重要となっており、企業との区別が非常に困難になってきていることを報告している。ドイツ民法においてフランスの1901年法に相当する組織は第1類型の登録された非経済・民法上の市民団体（Idealverein）であるとされ、第2類型組織は登録された経済活動を目的とする市民団体（Wirtschaftsverein 数は少ない）、第3類型組織は登録されていない市民団体でありその実態は不明であるとされている。

ドイツにおいては、第1類型の非経済活動分野における市民団体（30万団体が登録されている。）の多くが、その法制定者の意図を逸脱して経済活動分野において非常に重要な活動を行うようになってきているとMunknerは指摘している。ドイツにおいては本来、公益法人（gemeinnützige Organisation）がスポーツ、科学、福祉などの分野で設立されるべきであり、公益法人は一定の条件の下に免税されることとなっている。しかし、実際には、第1類型のIdealvereinが保険・健康分野で7万もの企業体を運営しているという実態があり、これら企業体で常時55万人のパートタイマーと20万人の正規職員が雇用されており、150万人の外部協力者がいるとされている。

（４）フランス経済社会審議会でのassociation対企業の議論

1901年法の100周年を記念してフランス及びその他の国で開催された会議及びフランス経済社会審議会での議論を通じて以下の争点が次第に明らかにされた。

フランスの経済社会審議会（Conseil Economique et Social）の2001年年報によれば、1901年法100周年記念会議は2001年6月21日、10月11日、11月22日及び12月18/19

日に開催された。

11月22日の”Association et Entreprises: de nouveaux champs d’innovation...”と題されたコロク（会議）において、企業側から市民団体の経営の不透明さ、経営の非効率性などが指摘された。議論を通じて、設立目的、存続期間、事業範囲、運営（事業）形態、対象とする市場、政府報告義務などの各点について、双方に誤解が存在することが明らかにされた。議論がもっとも噛み合わなかったのは、「付加価値と社会貢献価値」をどう理解するかという点であった。議論の第2段階として双方に相互補完的な役割を果たすことが可能な分野が存在するかどうか議論された。その結果、地理的なすみわけ（*problematique territoriale*）については補完可能であることが確認された。しかし、地域特性、業種特性別の両者の補完関係の可能性については双方に「過当競争の元凶」、「デマ・ためにする議論」という声があきおこったという。最後に、双方からそれぞれの団体に対する税制、補助金、行政命令などの政府行為の明確化が求められた。

（5）ハンガリーにおける若者の社会活動参加意欲の喪失事例

Silka Kovacheva（ハンガリーPlovdiv大学、経営・社会学部、社会学博士）によれば、現在のハンガリー若者の社会貢献へのエネルギーは1991年当時にFIDESZ党のジーンズ議員の登場として象徴的に語られたレベルからほどおおく、1997年以降は彼らの姿は政治の第一線から消え、政治に興味を失い、投票に行かず、自由で民主的な社会を構築することに参加意欲（*participation*）を失ってしまったように見えると報告されている³。Kovachevaは、研究（大学）、政治（国会）及び社会活動（*practice*）の三角関係が中東欧諸国で未成熟であることを挙げている。

6. EU委員会の小規模企業優先政策への転換

2000年6月のSanta Maria da Feira欧州理事会において採択された「欧州小規模企業憲章（”European Charter for Amall Entreprises”）」に“Thinking Small in an enlargement Europe”という言葉が使われた。これはリスボン欧州理事会において決まった「2010年までに最も競争力あるダイナミックな知識基盤社会構築」という政治目標を達成するために必要な措置であるとされている。中東欧諸国に小規模企業導入政策導入を支援するため”European Charter for Small Enterprises in the candidature countries to accession to the EU”が同時に採択された。

これらの憲章を具体化するための作業が精力的に2002年中に進められた。その

³ 中東欧諸国の若者の社会参加に関する調査プロジェクトがいくつかEUなどの支援で実施され、1998、99年にあいついで報告された。

結果、以下のレポートが提出された。

- ・ Report on the implementation of the European Charter for Small Enterprises
- ・ Report on the implementation of the European Charter for Small Enterprises in the candidature countries to accession to the EU
- ・ ”Creating an entrepreneurial Europe: The activities of the European Union for small and medium-sized enterprises (SMEs)”
- ・ ”The SME Envoy: an active interface between the Commission and the SME Community”

これらのレポートの草案作成段階で英国の小規模事業者審議会及び政府関係機関並びにデンマーク小規模企業政府公聴会が参考にされ、スウェーデンとフィンランドの事業者代表はこうした制度が政府にどれだけの負担をもたらすかについて草案に盛り込むべき案を提案した。ドイツ、オーストリアの業界団体の意見が定期的に聴取された。ラテン諸国においてはほとんど小規模事業者が発言し、政策に関与する機会が与えられていないことがこうした準備作業中に明らかにされたが、リスボン宣言の実現を急ぐため草案作成が優先された。

7. 考察

中東欧諸国の市民が求めた「個人活動の自由と自律」は大きな社会エネルギーとなって計画経済体制を崩壊させた。消費者としての市民が豊富な情報によって覚醒され、より豊かで自由な消費生活を求めて国境を越えた。より廉価で個人レベルで手に入れやすくなった情報・通信技術の社会的普及がそうした市民一人一人の社会的行動を刺激し、活性化し、支援した。

市民一人一人の自由と自律への傾斜は、西欧の伝統的な市民団体の社会貢献的役割に大きな変更をせまった。市場経済における経済的自立を求めればより効率的な経営、経営の透明性、政府との不透明な癒着からの決別などが求められたが、こうした傾向は市民社会と国民国家との伝統的な契約関係の別のひとつの側面でもあった。フランスの1789年の「市民と人に関する権利宣言」において圧制を強いる国家への不服従が宣言され、1901年association法は2人以上の個人の社会契約による市民団体の成立を認めた。こうした伝統的な市民団体は工業化社会における市民のエンパワメントのひとつの手段だった。

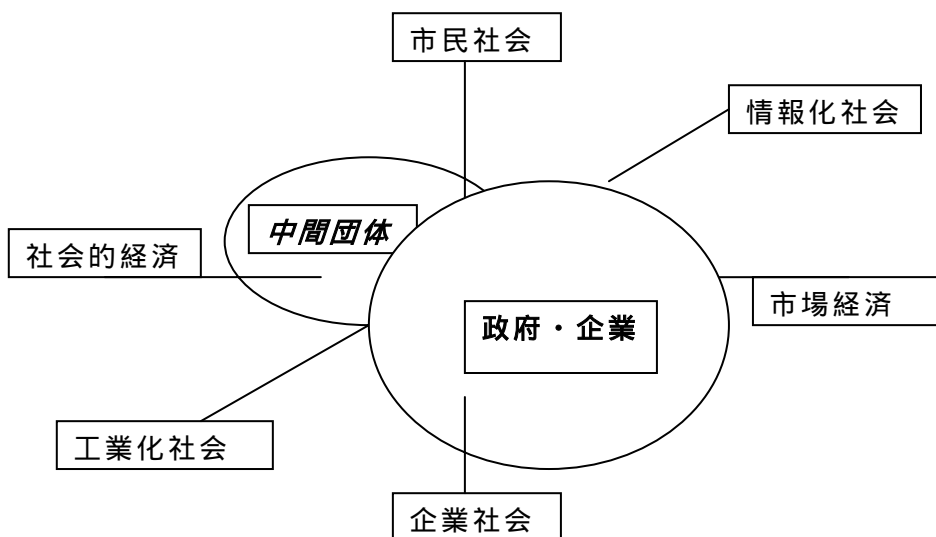
19世紀においては、初期の消費者協同組合の活動にみられるとおり、情報の非対称性から生じる販売者側と消費者側の価格決定における前者の絶対的優位性を緩和する手段として市民団体活動が必要だったのである。

しかし、情報化の進展は、1978年のノラ・マンクレポートによって指摘されたとおり、個人の能力のエンパワメントだけにとどまらず、社会的組織の存在意義

にまで大きな影響を及ぼした。

今後の市民団体は、個々の経済的取引の情報非対称性の部分についてよりも国境を越えた市民一人一人の情報収集能力と政策提言能力を支援する領域にシフトしていく可能性が大きいと見られる。

図 2 政府・企業と中間団体の社会的役割（構図）



（筆者作成）

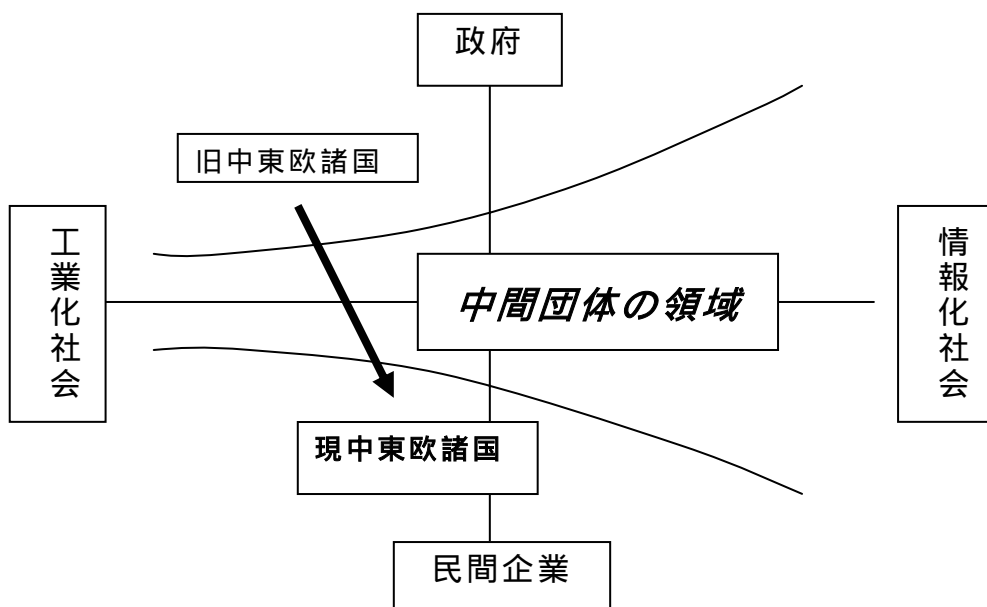
図 2 は、工業社会対情報社会、市場経済対社会的経済及び市民社会対企業社会を軸とする 3 次元空間に占める「政府・企業」と「中間団体」の位置をそれぞれプロットしたものである。これまでの伝統的な国民国家が政府と企業によってその経済活動を代表されていたのに対して、情報化の進展する将来においては国境を越える中間団体が非政府、非企業として財又はサービスを市民に直接提供する方向にシフトすることが考えられる。

同じ構図を横軸に工業化社会と情報化社会をとり、縦軸に政府と企業をとった図 3 のような形で検討すると、工業化社会においては長い時間をかけて調整されてきた政府と企業がほとんどの財とサービスを市民（国民）に提供していたのに対して、情報化社会においては政府も直接関与しがたく、企業も収益性の視点から手を出せない領域が拡大していくこととなると予想される。1997年のEUの社会的経済政策はこうした非政府、非企業部門の拡大を所与のものとして奨励し、NPO, NGOなどの市民団体にその活躍の機会を与えることを意識した政策であると理解される。

それに対して、2001年のEU小規模事業者支援育成施策は現在の中東欧諸国にお

いて優先的に取り組むべき課題とされ、市場経済化を加速する効果が期待されている。したがって、図中に中東欧諸国の過去と現在をプロットすれば、左上から右下の方向への移動として理解することができよう。

図 3 東欧諸国の市場経済化と中間団体領域のイメージ



(筆者作成)

8. おわりに

ベルリンの壁が落ち、ソ連が崩壊する中で、中世から続いてきた西欧社会の伝統的な市民団体による経済行為が、社会的経済哲学そのものへの不信表明の一環として「不透明で」、「政府との特権的なつながりがあり」、「経営が非効率」などの点で経済審議会などで企業側から鋭くその存在そのものが糾弾されるようになった。EU議会は、社会貢献型の市民団体の「一般的利益(interet general)」を前面に押し出し、EU委員会にEU経済社会審議会の設置を認めさせることに成功し、消費者、労働者などの声がある一定レベルで直接企業政策形成などに反映できることとなった。しかし、現実問題として、経済力が劣位にある中東欧諸国に対しては、リスボン宣言に言う国際競争力のある強いEU構築のためのプライオリティ分野として「小規模事業者育成政策」が有効と考えられている。

中東欧諸国のEU加盟条件としてaquis europeen及びEU技術規格への適合という条件が明確に打ち出されたことは、EU企業法成立ともあいまって米国系多国籍企業のビジネス慣習との関係において今後も米欧間で微妙な問題になる可能性を秘

めているように思われる。そういった視点で、労働組合、企業委員会、社会関係負担、国家による補助金支給などの面ですでに中東欧諸国に進出している日本企業にもEU東方拡大政策と社会貢献型中間団体政策の去就がビジネス環境の変化として一定の影響を及ぼすことが予想される。

以上

(参考資料)

L'état d'informatisation de la France, Agence de l'informatique, ECONOMICA, 1986

Elie ALFANDARI et Amauru NARDONE, "Associations et Fondations en Europe", 1994, Edition JURIS-SERVICE

Edith Archambault, Le secteur sans but lucrative, Association et Fondations en France, ECONOMICA, 1996

J・モロー著、石塚秀雄、中久保邦夫、北島健一訳、社会的経済とはなにか 新自由主義を超えるもの、日本経済評論社、1996

アルフレート A.ヘスラー著、山下肇、山下萬里訳、ミグロの冒険、岩波書店、1996

Lester M. Salamon and Helmut K. Anheier, "Defining the nonprofit sector, A cross-national analysis", 1997, Johns Hopkins Nonprofit Sector Series, Manchestr University Press

"Communication from the Commission on Promoting the role of Voluntary Organisations and Foundations in Europe", 1997, The European Commission

Bertrand Schwartz, Moderniser sans exclure, La Decouverte/ Poche, 1997

Ignacio Ramonet, Desarmer les marches, article paru dans "Le Monde Diplomatique" de decembre 1997

"Third system and employment", Joint seminar organised by the European Parliament and the European Commission -DG V, 1998/09/24-25

Andre Gueslin, L'invention de l'economie sociale Idees, pratiques et imaginaries cooperatifs et mutualistes dans la France de XIXe siecle, ECONOMICA, 1998

Eric Dacheux, Associations et communication Critique du marketing, CNRS Communication, CNRS Editions, 1998

Crauser, "Dialog for the Europe of the Future-European Integration and Civil Society", Keynote speech on the importance of NGOs to the integration process, International Convergence, Budapest, 11 June 1999

Michel VOLLE, Commissariat General du Plan, Economie des nouvelles technologies Internet, Telecommunications, Informatique, Audiovisuel, Transport aerien, ECONOMICA, 1999

Lester M. Salamon, Helmut K. Anheier et als., "Global Civil Society", Dimensions of the Nonprofit Sector, The Johns Hopkins Comparative Nonprofit Sector Project, 1999
Ministere de l'economie des finances et de l'industrie, Nouveau regime fiscal des

associations, guide pratique, 1999

Conseil d'Etat, Rapport Public 2000, Jurisprudence et avis de 1999, "Les associations et la loi de 1901, cent ans apres", Etudes & Documents No 51, 2000, La documentation Francaise, 2000

Conseil d'Etat , Les associations reconnues d'utilite publique, Les etudes du Conseil d'Etat, 2000

Enlargement "What is Phare?",

<http://www.europa.eu.int/comm/enlargement/pas/phare/wip/index.htm/>, 2000

Jean-Michel Belorgey, cent ans de vie associative, presses de sciences po, 2000

21 Thomas Steger, Individuelle Legitimitat und Legitimation im Transformationsprozess Eine empirische Analyse in ostdeutschen Industriebetrieben, Rainer Hampp Verlag, 2000

22 Avis et rapports du Conseil Economique et Social, Rapport Annuel 2001, Journaux Officiels, 2001

23 Eurostat, "A pilot study on co-operatives, mutuals, associations and foudations", The European Commission, 2001

24 Conseil national de la vie associative (CNVA), le CNVA au service de la liberte d'association, La documentation francaise, 2001

25 "Les associations et l'Europe en devenir, Associations and Emerging Europe", La Documentation Francaise, 2001

26 "Conclusions of the Salamanca conference", 2002/05/22, The European Commission, 2002

27 Speech of European Commissionner Erkki Liikanen, 1st European Conference of the Social Economy in Central and Eastern Economy , Prague, 2002/10/24

28 Anne David, "Economie sociale et elargissement", Enjeu de la Conference de Prague, AIM, 2002/10/24

29 Pierre Mounier, Les maitres du reseau Les enjeux politiques d'Internet, Editions La Decouverte, 2002

30 Richard Carkier, Votre association & Internet, VMP, 2002

31 Jean-Francois REVEL, L'obsession anti-americaine – son fonctionnement ses causes ses inconsequences, Plon, 2002

32 大村敦志、フランスの社交と法、有斐閣、2002

33 中野聡、EU社会政策と市場経済、創土社、2002

34 田中宏、東欧のEU加盟とEUの東方拡大、日本国際経済学会第61回全国大会報告、2002

- 35 ヴァレリー・プジョー、フランスの地方自治体とICT：地域社会のニーズの充足、財団法人ハイパーネットワーク社会研究所2002ワークショップ講演からの記録（中川芳明）、2002
- 36 Priorite de la societe civile, Sommet Mondial sur la Societe de l'Information, le 14 juillet 2003
- 37 23eme rapport d'activite 2002, Commission nationale de l'informatique et des libertes (CNIL), juin 2003
- 38 Livre Vert L'esprit d'Entreprise en Europe (Green Paper on Entrepreneurship in Europe), Commission Europeenne, janvier 2003
- 39 Thinking small in an enlarging Europe, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, COM(2003)26final, Brussels, 21.1.2003
- 40 駐日欧州委員会代表部広報部, "Europe winter 2003 EU拡大に向けて", 2003
- 41 欧州経済問題研究調査委員会（長部重康主査）、EU経済統合と構造的不均衡問題、財団法人国際貿易投資研究所、2003
- 42 中東欧諸国の政治経済日誌（2002年1月～12月）、財団法人国際貿易投資研究所、2003
- 43 コリン・コバヤシ編著、市民のアソシエーション、太田出版、2003

以上

（中野幸紀）